

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】

2

北九州市告示第 289 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 28 年 6 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

北九州市小倉北区西港町 16 番地
日鉄住金高炉セメント株式会社
代表取締役 江頭秀起

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市小倉北区西港町 16 番 17 及び 16 番 18

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

5 申請年月日

平成 28 年 5 月 26 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

平成 28 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで（日曜日、土曜日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 28 年 7 月 20 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見